

# 「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全 と活用に関する条例」の制定について

大阪府環境農林水産部農政室

塩 屋 泰 一

大阪の農業と農空間は、府民の身近にあって、府 民に新鮮で安全安心な農産物を提供するだけでなく、 環境、防災、教育などの多様な公益的機能を有して いる。

一方、大阪の農業と農空間は、担い手の減少や高齢化などの全国的な課題に加えて、まとまった農地が少ないことや農家の大半が小規模経営であることなど、都市特有の課題が要因となり、担い手や農地が10年間で16%減少したほか、遊休農地が増加し、府内農地の12%を占めるなど、危機的とも言える状況となっている。(図1、図2参照)

また、既存の法制度や国の施策は、小規模な農地

#### 図1 農地面積の推移

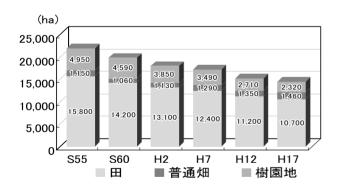
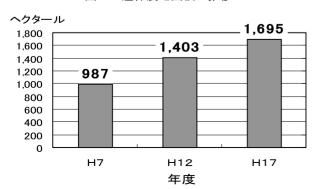


図2 遊休農地面積の推移



や農家が多い大阪の農業と農空間の実情には合っていないことが多い。

例えば、農業振興地域の整備に関する法律は、保全を図る農用地区域の指定要件が20ha以上の集団農地となっている。この農用地区域は、府内農地の36%であり、この区域に国の支援が主に限定されていることから、大阪では国の支援が受けにくいのが実状である。

こうした課題を解決し、大阪の農業と農空間の多様な公益的機能を確保する大阪の実状にあった独自制度が必要であり、また、農業者だけでなく府民全体で取り組む必要があることから、大阪府では平成18年3月に農政の独自の推進方策について、大阪府農林水産審議会に諮問し、平成19年3月に大阪府が推進すべき中心的な方策として条例の制定が適当であると答申された。

この答申に沿って条例化の検討を進め、平成19年 10月に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と 活用に関する条例」を制定した。

この条例は、理念や目的を定めた基本条例と具体 的な制度を定めた制度条例の両方の性格を有する総 合的な条例となっている。

基本条例部分では、「都市農業・農空間の公益的機能が発揮されるよう図られなければならない」「府、農業者、農業団体、府民などが連携を図りながら取り組まなければならない」「都市農業・農空間が府民に身近なものとして感じられ、まちづくりに活かされなければならない」といった3つの基本理念のほか、府の責務、農業者、農業団体などの役割等を定めている。そして、制度条例部分では、「大阪版認定農業者制度」「農空間保全地域制度」「農産物の安全

安心確保制度 | の3つの制度を定めている。

# 都市農業の担い手の育成及び確保に 向けて ~大阪版認定農業者制度~

大阪府においては、小規模な農業者が府民への食の供給及び農空間の保全で大きな役割を果たしている。しかし、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度は、その年間所得目標は600万円以上で、これに基づく認定農業者は府内農家の約4%の1,200名程度であり、小規模農業者の多い大都市大阪においては、馴染みにくい制度となっている。

このため、小規模な農業者の多い大阪府の実態を 踏まえ、法に基づく認定農業者に加え、地産地消に 取り組む小規模な農業者等を大阪版認定農業者とし て認定し、これらの農業者を育成・支援することに より、府民へ新鮮で安全安心な農畜産物を安定的に 供給するため、新たに本制度を創設した。

認定の対象としては、法の対象となる農業生産の 主力となる農業者だけでなく、小規模であっても直 売や学校給食などの地産地消に貢献する農業者や、 府民で構成する農業支援組織等を独自に認定し、多 様な担い手を育成・支援することとしている。



## 農空間の保全と活用 〜農空間保全地域制度〜

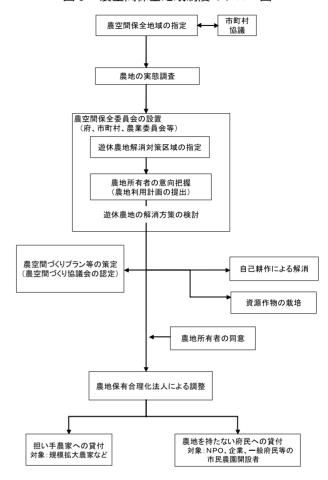
農空間保全地域制度は、農空間の公益性を確保するため、保全すべき農空間を明らかにし、府民の幅広い参加により遊休農地の解消を図るための仕組みを体系的に制度化したものである。(図3参照)

この制度では、はじめに保全すべき農空間を農空間保全地域として指定し、明確化する。

農空間保全地域の対象となるのは、市街化調整区域のおおむね5 ha以上の集団農地、市街化区域内の生産緑地であり、この農空間保全地域では、遊休農地の実態調査を行うとともに、農空間の公益性を確保するために必要な農空間の保全と活用に関する施策を実施する。

遊休農地等の解消に向けた利用促進に係る取組に

#### 図3 農空間保全地域制度のフロー図



ついては、検討組織(農空間保全委員会)を市町村 毎に設置し、他の地域に比べて遊休化が著しい区域 (遊休農地解消対策区域)の指定や区域内の農地所 有者等の農地利用の意向把握により、遊休農地の解 消方策を検討する。

解消方策としては、農家自らの自己耕作の再開を 促進することをはじめ、農地所有者や地域住民等で 構成する組織を「農空間づくり協議会」として認定 し、この協議会の地域活動により遊休農地の解消を 促進する。

また、このような方策が困難な場合には、農地保有合理化法人の農地貸借機能を活用して、認定農業者等の農業者や市民農園開設者などに遊休農地の貸し付けを進めることにより解消を図る。

これらの取組の成果目標として、10年間で遊休農 地を半減させることとしている。



### 大阪産農産物は安心との消費者の信頼確保 のために ~農産物の安全安心確保制度~

農産物の安全安心確保制度は、農薬の適正使用について規定し、農産物の安全安心を確保して大阪産 農産物の付加価値の向上を図るものである。

はじめに、生産者は農薬などの生産資材の使用状況である「生産履歴」の記録、保存に努めるものとする。これにより「いつ、どこで、誰が、どのように」その農産物を生産したかを明らかにし、「トレーサビリティ」の確保を図る。

次に、JAや直売所といった出荷団体などに、生産履歴の確認を徹底していただくため、農薬の適正使用を指導する専門的知識等を有すると府が認定した農薬管理指導士を配置するよう求める。

さらに、これまでは安全性に問題がある可能性があっても農産物の出荷を生産段階で規制する法令がなかったものを、不適正な農薬使用により食品衛生法に違反する農産物の出荷を禁止し、また食品衛生法に違反する可能性があるものは、安全性を確認しないと出荷・販売してはならないとしている。加えて、万一、出荷・販売が禁止されている農産物を確認した場合は、出荷停止等を生産者に勧告できるよう規定している。

これらにより、適正に農薬を使用した農産物しか 生産・出荷されない体制づくりを進め、府民への安 全安心な農産物の供給はもとより、大阪産農産物の 信頼を高め大阪農業全体の発展につなげていきたい。

最後に、今後は、市町村や農業団体等との連携を 図るとともに、関連施策などの実施により、本条例 の効果的な推進に努めていきたい。